

令和7年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業の取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1 申請手続きについて

(1) 提出について

- ①大会終了後1ヶ月以内または、令和8年4月1日のいずれか早い日までに、実績報告書、請求書、旅費内訳書及び添付書類を、三重県高体連ホームページへアップロードすること。
校舎制の学校は、校舎毎に実績報告書、請求書、旅費内訳書及び添付書類を作成すること。
- ②期日を過ぎる場合は、支給対象外となることがある。
- ③提出方法については「申請書類の提出方法について」（参照：資料1）を確認すること。
- ④提出ファイルは、大会別・競技別に必要書類を一つのPDFファイルにして、提出すること。

(2) 実績報告書及び請求書

- ①本事業における高体連からの支払いについて、受領権限を委任する必要があるため、委任欄へ記名押印をすること。（様式2, 5）
- ②振込口座名義が請求者名であっても、委任欄に記名押印が必要である。（令和3年度財政的援助団体等監査での指摘事項）
- ③「大会派遣費補助事業」の旅費請求が必要ない場合も「0円」で提出すること。（様式2）
- ④請求金額における小数点以下の端数は、切り捨てる。

(3) 旅費内訳書

- ①旅費内訳書の「用務内容」欄に、請求対象となる内容を記載すること。
- ②同じ行程であれば1枚の提出でよい。ただし、異なる行程の場合は各行程毎に生徒名を記入し提出すること。

(4) 添付書類

- ①必ず下記の書類を添付すること。
 - ・参加申込書のコピー（実際に出場したことが分かる資料「リザルト・選手変更届等」）
 - ・大会要項及び大会宿泊要項（東海総体、東海定通大会、全国総体、全国定通大会を除く）
 - ・各種領収書のコピー
(領収書の宛名は「学校名」もしくは「対象者の個人名」で発行されたものとする)
(全国総体のみ)
 - ・宿泊精算書のコピー（宿泊先が発行（斡旋旅行会社指定様式）する書類）（参照：資料2）

2 支給対象について

- ①学校教育活動として引率教職員に引率された生徒のうち、正規の登録メンバー（正選手・補欠）のみを対象とする。
- ②マネージャー・介添・役員・帯同審判員・記録員・セコンド等は登録の有無にかかわらず対象外とする。
- ③生徒と引率教職員が異なる宿泊施設に宿泊した場合、宿泊費は対象外とする。
- ④レスリング競技の補員及び自転車競技の補欠については、出場できない事が確定した時点で、出場資格を失ったものとし請求すること。補員である生徒が出場した場合、補員と交代した生徒は交代した時点で、出場資格を失ったものとし請求すること。

3 宿泊費について

(1) 宿泊場所

- ①原則、大会会場の所在する地域（市町村単位及び東京都特別区の全区域）とする。ただし、

大会主催者の用意する宿泊斡旋を利用した場合は除く。

やむを得ない事情により所在する地域以外で宿泊する場合は、最も経済的な通常の経路上に所在する地域で宿泊した場合のみ、対象とすることができます。その場合は、旅費内訳書の摘要欄に理由を記載すること。

学校都合により大会会場の所在する地域以外で宿泊した場合は、対象外とする。

(2) 宿泊対象期間

- ①対象期間は、出場資格がある競技初日もしくは参加した開会式等の前日の宿泊から、出場資格を失った日の宿泊までとする。ただし、ブロック大会において競技開始時間もしくは、参加した開会式等の開始時間が12時を超える場合（12:00を含む）、前日の宿泊は対象外とする。
- ②開会式がオンラインで実施された場合は、対象外とする。
- ③公式練習（公式ラウンド含む）は対象外とする。

(3) 宿泊費

①宿泊費は、都道府県ごとに設定された宿泊費基準額を上限に実費額（税込）を支給する。原則として宿泊費には、夕朝食に係る費用を含まない。宿泊費基準額については、下表に掲げる額とする。

区分	基準額	区分	基準額	区分	基準額
北海道	13,000円	石川県	9,000円	岡山県	10,000円
青森県	11,000円	福井県	10,000円	広島県	13,000円
岩手県	9,000円	山梨県	12,000円	山口県	8,000円
宮城県	10,000円	長野県	11,000円	徳島県	10,000円
秋田県	11,000円	岐阜県	13,000円	香川県	15,000円
山形県	10,000円	静岡県	9,000円	愛媛県	10,000円
福島県	8,000円	愛知県	11,000円	高知県	11,000円
茨城県	11,000円	三重県	9,000円	福岡県	18,000円
栃木県	10,000円	滋賀県	11,000円	佐賀県	11,000円
群馬県	10,000円	京都府	19,000円	長崎県	11,000円
埼玉県	19,000円	大阪府	13,000円	熊本県	14,000円
千葉県	17,000円	兵庫県	12,000円	大分県	11,000円
東京都	19,000円	奈良県	11,000円	宮崎県	12,000円
神奈川県	16,000円	和歌山県	11,000円	鹿児島県	12,000円
新潟県	16,000円	鳥取県	8,000円	沖縄県	11,000円
富山県	11,000円	島根県	9,000円		

②宿泊基準額は、大会会場ではなく、実際に宿泊した地域区分の金額とする。

③旅費内訳書に、宿泊施設名・所在地を明記すること。

(4) 宿泊に伴う諸雑費

- ①宿泊に伴う夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費2,400円を支給する。ただし、夕朝食どちらか一方の提供の場合は1,600円、夕朝食両方の提供の場合は800円を支給する。
- ②無料朝食は、朝食付として扱う。
- ③昼食は対象外とする。

(5) その他

①原則として、県内で開催される全国・ブロック大会の宿泊費は対象外とする。

4 旅費について

(1) 交通費

①学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの1往復とし、学割等を利用した最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するものとする。

なお、50km未満の特急利用に関しては、校長に事前承認を得ること。また請求時に利用を証明する資料（領収書）を添付し、特記事項に校長の事前承認を得ている旨を記載すること。

②航空機を利用した場合は、「(2) 航空機の利用について」に基づき請求する。

③貸切りバスを利用した場合は、「(3) 貸切りバスの利用について」に基づき請求する。

④船舶を利用した場合は、「(4) 船舶の利用について」に基づき請求する。

⑤自家用車等に同乗した場合は、対象外とする。

⑥該当大会出場以外の目的に使用した交通費は、対象外とする。

⑦学校教育活動として校長が認めた合宿及び練習試合等の目的地から該当大会へ出発する場合は、学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの交通費を上限に請求できる。

⑧該当大会出場後に合宿及び練習試合等、別の目的へ向かった場合は、復路の請求は対象外とする。

⑨登山競技における大会諸経費は、対象外とする。

⑩以下の費用は、対象外とする。

レンタカー利用料、タクシー運賃、ロープウェイ運賃

(2) 航空機の利用について

①目的地が北海道、**青森県**、四国地区、九州地区及び沖縄県の場合並びに旅費合計額が鉄道を利用する場合よりも低廉な場合には、航空機を利用することができる。

なお、目的地が北海道の場合は、鉄道より航空機利用が一般的であり、時間的にも合理的であると考えられるため、原則航空機利用とする。

②利用することができる空港は、以下のとおりとする。

【目的地が北海道、青森県の場合に利用することができる空港】

		利用空港			
		中部国際空港	県営名古屋空港	伊丹空港	関西国際空港
出発地	鈴鹿市・亀山市以北	○	○	△	△
	伊賀市及び名張市	○	○	○	○
	上記以外の市町村	○	○	○	○

【目的地が四国地区、九州地区及び沖縄県の場合に利用することができる空港】

		利用空港			
		中部国際空港	県営名古屋空港	伊丹空港	関西国際空港
出発地	鈴鹿市・亀山市以北	○	○	○	○
	伊賀市及び名張市	△	△	○	○
	上記以外の市町村	○	○	○	○

○・・・利用可能、×・・・利用不可

△の空港を利用する場合は、事前に高体連事務局へ相談すること。

※特別な事情により上記以外の空港を利用する場合は、事前に高体連事務局へ相談すること。

③経費削減のため早割等の利用をすること。

④旅客施設使用料は、対象とする。

⑤旅行代理店や旅行代理店のサイトを通じて航空券を購入した場合にかかる手数料は、対象とする。

⑥LCC（格安航空会社）を利用した際にかかる受託手荷物手数料・座席指定料金は、対象とする。

⑦必ず下記の書類を添付すること。

- ・領収書
- ・「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金明細」（手数料等費用明細が分かるもの）が分かる資料。

※領収書及び必要資料がない場合（明細が分からぬ場合）には客観的に支払額等が確認できないため、対象外とする。

(3) 貸切りバスの利用について

①貸切りバスを利用した場合は、その費用を交通費として請求することができる。費用に含むことができるものは、「借り上げ料」「有料道路通行料」「駐車料金」「乗務員費用（乗務員宿泊費含）」とする。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を上限とする。

②運転手のみ契約した場合は、貸切りバスを利用した場合と同様に請求することができる。

③貸切りバス費用の算出方法は以下のとおりとする。

- ・[経費の総額] ÷ [貸切りバスを利用した人数]を行い、1人当たりの単価を算出する。

※小数点以下の端数は、教職員は「切り上げ」、生徒は「切り捨て」とする。

④必ず下記の書類を添付すること。

- ・領収書（「借り上げ料」「有料道路通行料」「駐車料金」「乗務員費用（乗務員宿泊費含）」）
- ・1人当たりの貸切りバス費用を算出した資料
- ・公共交通機関を利用した場合の経路及び旅費を算出した旅費内訳書等の資料

（4）船舶の利用について

- ①旅費合計額が鉄道（目的地が北海道の場合は航空機）を利用する場合よりも低廉な場合には、船舶を利用することができる。その際の船賃は、交通費として請求する。
- ②船賃の額は、下記の旅客運賃、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
 - ・運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は中級、県内旅行は下級の運賃
 - ・運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は上級、県内旅行は下級の運賃
 - ・運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- ③宿泊に伴う夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費2,400円を支給する。ただし、夕朝食どちらか一方の提供の場合は1,600円、夕朝食両方の提供の場合は800円を支給する。

5 本事業以外からの補助金について

- ①本事業以外から宿泊費・交通費として補助金が支給された場合は、支給される補助額を減じて請求すること。 $\{(請求額 - 補助額) \times \text{補助率 } 1/2\}$ なお、補助額の証明となる資料（明細書及び補助額の振込が証明できる資料）を必ず添付すること。ただし、全国旅行支援等の、公費出張等による利用が想定されていない事業から補助を受けた場合、全額を対象外とする。

6 器具・用具運搬費補助について

- ①器具・用具運搬費については、学校所在地から、大会会場までの1往復の費用とする。
- ②支給の対象となる競技及び物品は以下のとおりとする。

- ・ローリング競技
- ・ヨット競技
- ・カヌー競技
- ・陸上競技（棒高跳ポール、槍）
- ・スキー競技（板・ストック）
- ・自転車競技

- ③運搬する物品が明確に分かる書類を添付すること。規定以外の物品が入っている場合は対象外とする。

令和7年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費等業務委託の取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1 申請手続きについて

(1) 提出について

- ①大会終了後1ヶ月以内または、令和8年4月1日のいずれか早い日までに、実績報告書、請求書、旅費内訳書及び添付書類を、三重県高体連ホームページへアップロードすること。
校舎制の学校は、校舎毎に実績報告書、請求書、旅費内訳書及び添付書類を作成すること。
- ②期日を過ぎる場合は、支給対象外となることがある。
- ③提出方法については「申請書類の提出方法について」（参照：資料1）を確認すること。
- ④提出ファイルは、大会別・競技別に必要書類を一つのPDFファイルにして、提出すること。

(2) 実績報告書及び請求書

- ①本事業における高体連からの支払いについて、受領権限を委任する必要があるため、委任欄へ記名押印をすること。（様式4）
- ②振込口座名義が請求者名であっても、委任欄に記名押印が必要である。（令和3年度財政的援助団体等監査での指摘事項）
- ③旅費請求が必要ない場合も「0円」で提出すること。（様式4）

(3) 旅費内訳書

- ①該当大会出場に係る用務について、内容を記載すること。（参照：旅費内訳書記載例）
- ②同じ行程であっても1人1枚ずつ提出すること。

(4) 添付書類

- ①必ず下記の書類を添付すること。
 - ・参加申込書のコピー（実際に出場したことが分かる資料「リザルト・選手変更届等」）
 - ・大会要項及び大会宿泊要項（東海総体、東海定通大会、全国総体、全国定通大会を除く）
 - ・各種領収書のコピー
(領収書の宛名は「学校名」もしくは「対象者の個人名」で発行されたものとする)

（全国総体のみ）

- ・宿泊精算書のコピー（宿泊先が発行（斡旋旅行会社指定様式）する書類）（参照：資料2）

2 支給対象について

- ①学校教育活動として対象大会に出場した生徒を引率した、当該校の教職員とする。
- ②生徒と引率教職員が異なる宿泊施設に宿泊した場合、宿泊費は対象外とする。
- ③支給の対象となる人数は、男女競技別に生徒6名以内の場合1名、7名以上の場合は2名とする。校舎制の学校は、校舎毎に対象となる人数を決定する。
- ④男女の区別のない競技は、参加生徒数に対して対象となる人数を決定する。

3 宿泊費について

(1) 宿泊場所

- ①原則、大会会場の所在する地域（市町村単位及び東京都特別区の全区域）とする。ただし、大会主催者の用意する宿泊斡旋を利用した場合は除く。
やむを得ない事情により所在する地域以外で宿泊する場合は、最も経済的な通常の経路上に所在する地域で宿泊した場合のみ、対象とすることができます。その場合は、旅費内訳書の摘要欄に理由を記載すること。
学校都合により大会会場の所在する地域以外で宿泊した場合は、対象外とする。

(2)宿泊対象期間

- ①対象期間は、引率した生徒の出場資格がある競技初日もしくは参加した開会式及び監督者会議の前日の宿泊から、引率した生徒の出場資格を失った日の宿泊までとする。ただし、ブロック大会において競技開始時間もしくは、参加した開会式等の開始時間が12時を超えるの場合（12:00を含む）、前日の宿泊は対象外とする。
- ②開会式、監督者会議等がオンラインで実施された場合は、対象外とする。
- ③公式練習（公式ラウンド含む）は対象外とする。

(3)宿泊費

- ①宿泊費は、都道府県ごとに設定された宿泊費基準額を上限に実費額（税込）を支給する。原則として宿泊費には、夕朝食に係る費用を含まない。宿泊費基準額については、下表に掲げる額とする。

区分	基準額	区分	基準額	区分	基準額
北海道	13,000円	石川県	9,000円	岡山県	10,000円
青森県	11,000円	福井県	10,000円	広島県	13,000円
岩手県	9,000円	山梨県	12,000円	山口県	8,000円
宮城県	10,000円	長野県	11,000円	徳島県	10,000円
秋田県	11,000円	岐阜県	13,000円	香川県	15,000円
山形県	10,000円	静岡県	9,000円	愛媛県	10,000円
福島県	8,000円	愛知県	11,000円	高知県	11,000円
茨城県	11,000円	三重県	9,000円	福岡県	18,000円
栃木県	10,000円	滋賀県	11,000円	佐賀県	11,000円
群馬県	10,000円	京都府	19,000円	長崎県	11,000円
埼玉県	19,000円	大阪府	13,000円	熊本県	14,000円
千葉県	17,000円	兵庫県	12,000円	大分県	11,000円
東京都	19,000円	奈良県	11,000円	宮崎県	12,000円
神奈川県	16,000円	和歌山県	11,000円	鹿児島県	12,000円
新潟県	16,000円	鳥取県	8,000円	沖縄県	11,000円
富山県	11,000円	島根県	9,000円		

- ②宿泊基準額は、大会会場ではなく、実際に宿泊した地域区分の金額とする。

- ③旅費内訳書に、宿泊施設名・所在地を明記すること。

(4)宿泊に伴う諸雑費

- ①宿泊に伴う夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費2,400円を支給する。ただし、夕朝食どちらか一方の提供の場合は1,600円、夕朝食両方の提供の場合は800円を支給する。
- ②無料朝食は、朝食付として扱う。
- ③昼食は対象外とする。

(5)宿泊に伴う駐車場代

- ①宿泊に伴う駐車場代は、宿泊費として請求する。
なお、その場合は宿泊費+駐車場代として「(3)宿泊上限額」を上限額とする。

(6)その他

- ①原則として、県内で開催される全国・ブロック大会の宿泊費は対象外とする。

4 旅費について

(1) 交通費

①原則として、最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するものとする。

なお、50km未満の特急利用に関しては、事前に旅行命令権者（所属長）の特別承認を得ること。また請求時に利用を証明する資料（領収書）を添付し、特記事項に所属長の事前承認を得ている旨を記載すること。

②航空機を利用した場合は、「（3）航空機の利用について」に基づき請求する。

③貸切りバスを利用した場合は、「（4）貸切りバスの利用について」に基づき請求する。

④船舶を利用した場合は、「（5）船舶の利用について」に基づき請求する。

⑤自家用車を利用した場合は、県の旅費規定に準じ「23円×総距離数（km）」（小数点以下は切り捨て）とする。カーフェリーを利用した場合は、「（6）自家用車出張によるカーフェリーの利用について」に基づき請求する。

⑥自家用車等に同乗した場合は、対象外とする。

⑦学校所有の車両を利用した場合は、旅行雑費のみを対象とする。

⑧該当大会出場以外の用務に係る交通費は、対象外とする。

⑨学校教育活動として校長が認めた合宿及び練習試合等の用務地から該当大会へ出発する場合は、その用務地からの請求となる。ただし、学校所在地からの交通費を上限額とする。

⑩該当大会出場後に合宿及び練習試合等別の用務地へ向かった場合は、復路の請求は対象外とする。

⑪登山競技における大会諸経費は、対象外とする。

⑫レンタカー、タクシーの利用は、最も経済的な通常の経路及び方法であるかを他の手段を利用した場合と比較したうえで、タクシーやレンタカーを使用した方が効率的と判断されるか等について、所属長の判断を得ること。また、請求時に利用を証明する資料（領収書・明細書）を添付し、特記事項に所属長の事前承認を得ている旨を記載すること。なお、レンタカー利用時の免責補償に加入する場合は、各自で支払うこと。

※レンタカー、タクシーの利用については駅や空港から目的地までの公共交通機関が存在せず、駅や空港からレンタカー、タクシーを使用せざるを得ないと判断される場合が想定される。

※対象期間は、引率した生徒の出場資格がある競技初日もしくは参加した開会式及び監督者会議の前日から、引率した生徒の出場資格を失った日の次の日までとする。ただし、ブロック大会において競技開始時間もしくは、参加した開会式等の開始時間が12時を超えるの場合（12:00を含む）、前日は対象外とする。

※レンタカーの利用において、生徒同乗の場合は、対象外とする。

⑬以下の費用は、使用料及び賃借料となるため対象外とする。

ロープウェイ運賃

⑭公立高校教職員が自家用車等に生徒を同乗させる場合は、「部活動における児童生徒の輸送に係る交通安全対策について（平成7年3月23日付け、教委第183号、平成29年3月2日、一部改正）」によること。但し、請求できる引率教職員数は規程人数を上限とする。

(2) 旅行雑費

①旅行者が用務上の必要により、やむを得ず負担した有料道路及び有料駐車場の利用料金については補助対象日、対象区間に限り請求できる。（必ず領収書等を添付）

ETCマイレージサービス等のポイント還元を利用した場合は、還元後の金額で請求する。

②宿泊に伴う駐車場代は、宿泊費として請求する。

(3) 航空機の利用について

①北海道、**青森県**、四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合並びに旅費合計額が鉄道を利用する場合よりも低廉な場合には、航空機を利用することができます。

なお、北海道への出張の場合は、鉄道より航空機利用が一般的であり、時間的にも合理的であると考えられるため、原則航空機利用とする。

②利用することができる空港は以下のとおりとする。

【北海道、**青森県**へ出張する場合に利用することができる空港】

		利用空港			
		中部国際空港	県営名古屋空港	伊丹空港	関西国際空港
出発地	鈴鹿市・亀山市 以北	○	○	△	△
	伊賀市及び名張市	○	○	○	○
	上記以外の市町村	○	○	○	○

【四国地区、九州地区及び沖縄県に出張する場合に利用することができる空港】

		利用空港			
		中部国際空港	県営名古屋空港	伊丹空港	関西国際空港
出発地	鈴鹿市・亀山市 以北	○	○	○	○
	伊賀市及び名張市	△	△	○	○
	上記以外の市町村	○	○	○	○

○・・・利用可能、×・・・利用不可

△の空港を利用する場合は、事前に高体連事務局へ相談すること。

※特別な事情により、上記以外の空港を利用する場合は、事前に高体連事務局へ相談すること。

③経費削減のため早割等の利用をすること。

④旅客施設使用料は、対象とする。

⑤旅行代理店や旅行代理店のサイトを通じて航空券を購入した場合にかかる手数料は、対象とする。

⑥LCC（格安航空会社）を利用した際にかかる受託手荷物手数料・座席指定料金は、対象とする。

⑦必ず下記の書類を添付すること。

- ・領収書
- ・「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金明細」（手数料等費用明細が分かるもの）が分かる資料。

※領収書及び必要資料がない場合（明細が分からぬ場合）には客観的に支払額等が確認できないため、対象外とする。

(4) 貸切りバスの利用について

①貸切りバスを利用した場合は、その費用を交通費として請求することができる。費用に含むことができるものは、「借り上げ料」「有料道路通行料」「駐車料金」「乗務員費用（乗務

員宿泊費含)」とする。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を上限とする。

②運転手のみ契約した場合は、貸切りバスを利用した場合と同様に請求することができる。

③貸切りバス費用の算出方法は以下のとおりとする。

- ・[経費の総額]÷[貸切りバスを利用した人数]を行い、1人当たりの単価を算出する。

※小数点以下の端数は、教職員は「切り上げ」、生徒は「切り捨て」とする。

④必ず下記の書類を添付すること。

- ・領収書（「借り上げ料」「有料道路通行料」「駐車料金」「乗務員費用（乗務員宿泊費含）」）
- ・1人当たりの貸切りバス費用を算出した資料
- ・公共交通機関を利用した場合の経路及び旅費を算出した旅費内訳書等の資料

(5) 船舶の利用について

①旅費合計額が鉄道（目的地が北海道の場合は航空機）を利用する場合よりも低廉な場合には、船舶を利用することができる。その際の船賃は、交通費として請求する。

②船賃の額は、下記の旅客運賃、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- ・運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は中級、県内旅行は下級の運賃
- ・運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は上級、県内旅行は下級の運賃
- ・運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

③宿泊に伴う夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費2,400円を支給する。ただし、夕朝食どちらか一方の提供の場合は1,600円、夕朝食両方の提供の場合は800円を支給する。

(6) 自家用車出張によるカーフェリーの利用について

①カーフェリーの利用は、フェリー利用料（車の運搬代含む）を対象とする。

②宿泊に伴う夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費2,400円を支給する。ただし、夕朝食どちらか一方の提供の場合は1,600円、夕朝食両方の提供の場合は800円を支給する。

5 本事業以外からの補助金について

①本事業以外から宿泊費・交通費として補助金が支給された場合は、支給される補助額を減じて請求すること。なお、補助額の証明となる資料（明細書及び補助額の振込が証明できる資料）を必ず添付すること。ただし、全国旅行支援等の、公費出張等による利用が想定されていない事業から補助を受けた場合、全額を対象外とする。

(様式2、様式4)

宿泊費 記載について

受託 請求書・委任状

月 日

印

1 請 求 金 額

13,900 円

(請求内訳)

①交通費 1,500 円 × 1名 = 1,500 円

②宿泊費 12,400 円 × 1名 × 1泊 = 12,400 円

「宿泊に伴う諸雑費」は必ず②宿泊費に金額を入れてください

例

- ・愛知県宿泊 (愛知県宿泊上限額 10,000円)
- ・一泊素泊まり 10,000円 の場合

→宿泊費10,000円、宿泊に伴う諸雑費2,400円が支給対象

(記載例)

②宿泊費 12,400円 × 1名 × 1泊 = 12,400円 もしくは

②宿泊費 10,000円 × 1名 × 1泊 = 10,000円

2,400円 × 1名 × 1泊 = 2,400円

4 振込先

金融機関 銀行 支店 当座 ・ 普通

口座番号

フリガナ
口座名

受領に関して、上記の者に委任します。校長名 印

【注】※ 様式3及び様式4の他に旅費内訳書(別添用紙)を添付すること。

請求書提出先 〒510-0201 鈴鹿市稻生町8232-1 三重県立稻生高等学校内

三重県高等学校体育連盟事務局 宛

TEL (059) 380-2500

FAX (059) 380-2501